

## 高齢者元気度アップ・ポイント制度に参加しませんか？

長島町高齢者元気度アップ・ポイント事業  
～個人の活動にポイントが貯まります！～

### ○事業内容

65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、ポイントを付けることにより、健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業です。ポイントが貯まれば、申請により地域商品券に交換できます。

○参加対象 町内に住所を有する65歳以上の人

### ○ポイントの対象となる活動

- ①町が実施する健康増進または介護予防に関する活動（介護予防教室、認知症サポーター養成講座、健康づくり講演会など）
- ②地域で行われている社会参加活動等（サロン・スポーツ活動への参加、介護施設等でのボランティア活動、老人クラブ等の活動）

### ○ポイントの貯め方

活動への参加1回につき1ポイント、1日で該当する活動を2カ所以上で行った場合は2ポイントをストックカードに押印します。（1日2ポイントまで）

### ○ポイントの交換方法

ポイントが10ポイント以上貯まったら、2,000円を限度に地域商品券に交換する申請ができます。翌年度に繰り越せるポイントは、10ポイント以内です。

長島町高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業  
～グループの活動にポイントが貯まります！～

### ○事業内容

65歳以上の高齢者と若い世代がグループで行う互助活動に対し、地域商品券等に交換できるポイントをつけることにより、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域で支える体制作りを進める事業です。

### ○参加対象

町内に住所を有する人で構成されたグループであり、他の補助を受けていないこと。3人以上の構成員を有しその半数以上を高齢者で占めることなどの制約があります。

### ○ポイントの対象となる活動

高齢者を支援する活動や地域活性化の活動などで、1回の活動時間が1時間に満たない場合や活動に参加した人員が3人未満の場合は対象外となります。

### ○ポイントの貯め方・交換方法

活動実績表に基づきポイントを貯め、申請により地域商品券に交換できます。次年度に繰り越すはできません。（上限額はグループにより異なります）

※どちらの事業も個人やグループの登録が必要となります。

### ◎問い合わせ先

地域包括支援センター ☎ (86) 1153 [直通]

# Tax News

## 12月は 町税完納月間

町では、12月を「町税完納月間」と定め、町税の確保に務めています。軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の各納付期限分が未納となっている人は、12月中に早めの納付をお願いします。

口座振替をされている納税者につきましては25日が振替日となっておりますので、預金残高の確認をお願いします。

税金は、私たち町民が豊かで安心した暮らしを送るための社会共通の会費です。税に対するご理解とご協力をお願いします。

### 12月は

- 町県民税（4期）
- 国民健康保険税（6期）
- 介護保険料（6期）
- 後期高齢者医療保険料（6期） **の納付月です。**

『納付期限は12月28日（月）』

口座振替のかたは、12月25日（金）に引き落としをしますので、預金残高などの確認をお願いします。

### ◎問い合わせ先

役場税務課 ☎ (86) 1172 [直通]